

その他の公衆浴場及び旅館業入浴設備の衛生管理基準（銭湯を除く）・・・レジオネラ症防止対策項目

	ろ過器あり		ろ過器なし		
	循環式浴槽	気泡発生装置ある循環式浴槽 ★	気泡発生装置ある循環式浴槽	循環配管のある浴槽	かけ流し浴槽
衛生管理を行うための責任者の設置	○	○	○	○	○
原湯・水、上がり用湯・水の水質基準（6項目）に適合*	水道水以外年1回	水道水以外年1回	水道水以外年1回	水道水以外年1回	水道水以外年1回
浴槽水の水質基準（4項目）に適合**	年2回	年2回	年2回	年2回	年1回※1
浴槽水の水質基準（レジオネラ属菌）に適合	一	年4回	年4回	一	一
貯湯槽 清掃、消毒	年1回	年1回	年1回	年1回	年1回
通常使用時60度以上、最大使用時55度以上、不可ならば生物膜の状況を監視し必要に応じ消毒***	○	○	○	○	○
常に満水	○	○	○	○	○
換水、清掃	週1回以上	週1回以上	毎日	毎日	毎日
浴槽水の消毒（遊離残留塩素濃度）	0.4mg/l以上	0.4mg/l以上	0.4mg/l以上	0.4mg/l以上	一
浴槽水の消毒（モノクロラミン使用の場合）	3mg/l以上	3mg/l以上	3mg/l以上	3mg/l以上	一
屋外の浴槽水が屋内の浴槽水に混じらない構造	○	○	○	○	○
浴槽水の補給口は底部に近い位置（補給口が上ならば★と同一管理）	○	○	一	一	一
ろ過器 逆洗、消毒****	週1回	毎日	一	一	一
砂式・1時間のろ過能力が浴槽容量以上、これにより難いとき、洗浄消毒が容易にできるもの	○	○	一	一	一
配管等 生物膜がないか監視、あれば****の(5)～(7)により除去	年1回	年1回	年1回	年1回	一
****の(2)～(4)により消毒	週1回	週1回	週1回	週1回	
消毒装置 適切な維持管理	○	○	○	○	一
設置すること・位置はろ過器前	○	○	一	一	一
ヘアキャッチャー 清掃、消毒	毎日	毎日	毎日	毎日	一
設置すること、位置はろ過器前	○	○	一	一	一
気泡発生装置 空気取入口から土埃が入らない構造	一	○	○	一	一
脱衣室に書面掲示：水質検査結果、管理計画書、点検表	○	○	○	○	○
打たせ湯シャワーに循環湯水使用禁止	○	○	○	○	一

* 色度、濁度、pH、有機物等、大腸菌、レジオネラ属菌

** 濁度、有機物等、大腸菌、レジオネラ属菌

*** 残留塩素濃度50~100mg/l 塩素水を内壁に吹き付ける（モノクロラミンも同濃度）

****ろ過器の消毒方法

- (1) 遊離残留塩素濃度が1リットル中5ミリグラム以上10ミリグラム以下の塩素水を注入する方法（モノクロラミン使用では5mg/l以上の濃度）
- (2) 浴槽に塩素系薬剤を投入、浴槽水遊離残留塩素濃度を10~50mg/lとし、2時間以上循環後（モノクロラミン使用では10mg/l1時間以上循環）中和処理排出する方法
- (3) 浴槽水の温度を摂氏60度以上に維持した状態で1時間以上循環させた後、浴槽水を排出する方法
- (4) 浴槽水の温度を摂氏65度以上に維持した状態で30分以上循環させた後、浴槽水を排出する方法
- (5) 過酸化水素により処理する方法
- (6) 二酸化塩素処理による方法
- (7) 過炭酸ナトリウムにより処理する方法

※1 入浴者ごとに換水の場合は除く

網掛けは浴場業許可取扱要綱に規定。該当しない場合、知事は公衆衛生上不適当として許可を与えないことができる。（公衆浴場法第2条第2項）旅館業はすべて条例に規定のため、必須